

平成27年度 第3回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 平成28年3月17日（木） 午後1時30分～午後2時45分

【開催場所】 高崎市総合保健センター第4会議室（3階）

【出席委員】 計19人

会長	金井 敏	副会長	佐藤 明子		
委員	井上 謙一	委員	井上 光弘	委員	大河原 重雄
委員	岡田 裕子	委員	川端 幸枝	委員	桑畑 裕子
委員	駒井 和子	委員	曾根 哲夫	委員	高橋 のりこ
委員	土田 博史	委員	中西 有美子	委員	林 恒徳
委員	平野 勝海	委員	松沢 斉	委員	室岡 英夫
委員	紋谷 光徳	委員	山田 博		

【欠席委員】 計1人

委員 松橋 亮

【事務局職員】

福祉部長：鈴木 潔 長寿社会課長：田村 洋子 介護保険課長：住谷 一水
指導監査課長：片平 弘明

担当係長

（長寿社会課）加藤 有史、青山 正樹、前田 恵子、橋爪 千秋、坂口 圭吾

（介護保険課）深澤 剛、中村 剛志、高橋 勉、岡田 智恵子、市川 いづみ

（指導監査課）釜井 克倫

各支所担当職員、その他事務局担当職員

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者なし）

【所管部課】 福祉部長寿社会課

【議 事】 平成27年度高齢者あんしんセンター委託業務評価について

【報 告】 高崎市高齢者配食サービス事業について

【その他】 介護SOSサービスについて

【議事録本文】

(司 会)

ただ今より、平成27年度第3回高崎市介護保険運営協議会を開会いたします。

*会長挨拶

議事1 平成27年度高齢者あんしんセンター委託業務評価について

—「平成27年度高齢者あんしんセンター委託業務評価について」「第2回地域包括支援センター運営部会の協議内容」を事務局より説明

(議長)

全体評価の一覧と個別の項目別達成率をご説明いただきました。私は地域包括支援センター運営部会の部会長として出席しておりまして、質疑をいたしました。委託自体が始まったばかりで、評価をきちんと付けることができない点もいくつかあったと聞いています。

また地域ケア会議が開催できていないという説明がありましたが、これができていないと根本的なニーズ把握や地域にどう出ていけば良いかなどの方針が立ちにくいので、大きな課題だと感じた次第です。本件は、部会では1次評価として承認されましたが、質疑等いかがでしょうか。

(委員A)

「2.4.3 認知症地域支援推進員が中心となり、認知症高齢者を地域で支える体制を構築している」という項目について、達成率が72.6%で低いという説明がありましたが、「構築ができていない」というのはどのような内容なのでしょう。

(事務局)

この項目には、評価ポイントが7つございまして、「認知症に関するニーズを把握している」、「認知症に関わる社会資源をまとめ、地域や関係機関と共有している」、「地域に必要な支援体制を構築するため、地域の関係者と話し合い、資源を開発している」、「オレンジボランティア等を活用し地域の見守り体制を構築している」、「認知症サポーター等が地域で活動できる体制を構築している」、「地域密着型サービスに働きかけ、認知症カフェ、相談窓口の設置を行っている」、「基幹型センターが開催する認知症予防講演会、認知症サポーター養成講座等に積極的に協力している」というような内容になっております。

地域支援推進員の活動が、27年度後半から始まったということもあり、実際に「できていた」という評価が多くありませんでした。ただ推進員の研修の中で担当地域の実態把握を行い、社会資源の把握であるとか、どのようなニーズがあるかという確認作業があります。その中で「オレンジボランティア等を活用して今後地域の見守り体

制をつくっていききたい」などの計画ができておりますので、全く「できていない」というのではなく、計画をしているあんしんセンターには点数「1」を付けました。また「地域密着型サービスに働きかけて相談窓口を設置する」については全施設で達成しています。

(議長)

この点については部会でも議論しました。認知症の方を支援するために推進員が位置付けられていますが、あんしんセンターの職員と別にいるわけではなく兼ねています。ニーズ把握や体制整備、見守り体制の構築はあんしんセンターの基本的な業務になっているわけですから、そこができてくれば自然とこの項目も評価が上がってくると思っています。ただ研修が遅くなってしまったために、この部分がつめられなかったということだと思います。認知症に特化しての体制構築は難しいわけで、全体を見ながら評価していくことも大切だと思います。

(委員B)

外部評価のアンケート方法と経緯についてお尋ねします。

(事務局)

今年度は全区長・全民生委員にアンケートをお送りして、それぞれの地区のあんしんセンターについて評価をいただきました。活動圏域によって区長や民生委員が多いところ、少ないところがありますので、平均で算出しております。

(委員C)

各あんしんセンターは大幅な赤字だと聞いていますが、財政状況はどうなっているのでしょうか。持続可能には、経営状況は重要だと考えますがいかがでしょうか。

(事務局)

財政状況は現在、調査しておりません。予算措置として2人分の専従職員の委託で積算しておりますが、各あんしんセンターとも専従職員の数を増やして取り組んでいますので、その辺を検討していかなくてはいけないと考えております。

(議長)

あんしんセンターには3職種が必要なので、2人分の積算が妥当なのかという点は検討課題かと思えます。

他に何か質問はありますか。ないようでしたら、今回の評価結果について承認していただけますでしょうか。

—全員拍手—

それでは、承認させていただきます。

次に報告(1)高齢者配食サービスについて、説明をお願いします。

報告1 高崎市高齢者配食サービス事業について

—高崎市高齢者配食サービス事業について事務局から説明

(議長)

ただ今報告のあった件につきまして、ご質問等ある委員はいらっしゃいますか。

(委員B)

利用料に関して、生活保護の利用者や低所得者層向けの減免などはありますか。

加えて支払いについて、認知症高齢者や老夫婦だけの世帯などは、事業者と直接やり取りするのでしょうか。また利用者が入院するなどで欠食となる場合の調整はケアマネージャーが行うのでしょうか。

(事務局)

減免については予定していません。配食についての調整はケアマネージャーにさせていただきますが、支払いは利用者が配食事業者に直接してもらうこととなります。配食が急にキャンセルになるなどの連絡も基本的には利用者が行います。

(議長)

サービスの対象者は、ケアプランに組み込まれているということが一つの大きな条件になっています。後は、利用者が事業者と連絡を取って注文をする形ですね。

(委員D)

今回の制度変更に伴い1回100円の値上がりはとてもきつい、大変だという話を耳にします。どういう基準で価格を決定したのでしょうか。また、事前の献立が全く分からないので不満だという声も上がっています。昨日、地域助け合い会議があり、高齢者あんしんセンターの職員に献立について話を聞いたのですが、全く分からないということでした。

(事務局)

値段については、今までの250円が低い水準であったということで制度を見直しました。ただ負担額が増すということで、朝・昼・晩に利用できるなど利便性の向上も図っております。

献立が分からないという点ですが、事業者ごとに配食の見本チラシがありますので、ケアマネージャーに相談してもらえれば、比較しながら選ぶことができます。あんしんセンターが献立を把握していないという点については、あんしんセンターが利用者の状況に合わせて直接事業者からチラシ等を取り寄せてもらいたいと考えています。

(議長)

あんしんセンターが、自分のエリアにある配食事業所を社会資源として把握すべきであるということで、あんしんセンターが努力をして把握をしていただきたいという

ことですね。

(委員E)

例えば血圧が高いとか、いろいろな症状に対して、それにあった業者を紹介できるのでしょうか。また病気を持っている人も注文できるのでしょうか。

(事務局)

事業所がどのような献立を用意できるかについても調査しておりまして、軟らかいご飯や、おかゆなども用意できますし、カロリーを抑えた物や減塩食を準備できる事業者もあります。利用者の健康状態に合わせて配食を受けられるのが今回の制度のメリットでもあります。

事業者が、どのような物を、どのエリアに、いつ配達できるかなどは、市ホームページに一覧を掲載していますので、そちらを参考にさせていただきたいと思います。

(議長)

事業者の一覧とどういったメニューを扱っているかについては載っていますか。

(事務局)

どういう形態で用意できるか、減塩食が対応可能かどうか、容器の回収の有無などを掲載しています。

(議長)

分かりました。あんしんセンターもそういった情報を確認して、必要に応じて業者と連絡を取る。そして、さらに詳しく情報収集をしていただきたいと思います。

(委員F)

定期的な見守りというところで、例えば配食の利用者が出てこない、安否が確認できないなど、緊急時の体制はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

配食サービスの調整は、ケアマネージャーにしてもらいますが、取りまとめは担当地区のあんしんセンターが行います。担当圏域のサービス利用者は、あんしんセンターが把握していますので、事業者からあんしんセンターに連絡がいったら対応します。

(委員G)

今までの給食サービスだと、小規模多機能の利用者はこのサービスを受けられないということでしたが、新制度でも同様でしょうか。例えば、小規模利用者で、在宅で「訪問・通所」しか使っていないなくても、配食サービスは使えないと以前言われたことがあるのですが。

(事務局)

今回の配食サービスは介護保険事業の地域支援事業となります。家事援助を伴うような訪問サービスを利用できる人は、基本的には配食サービスからは外れてしまうと考えています。ただこれまでと同様、訪問サービスによる家事援助がない日であれば配食サービスを受けられるかと思えます。

ご質問の小規模多機能の場合ですが、こちらは随時訪問サービスを受けられますので、随時訪問サービスを受けられるのにも関わらず、配食サービスを受けるとなると、二重のサービスになってしまいます。ですから要介護の認定を受けているからといって、何でも配食サービスを受けられるかという、そういうケアプランは立てられないということになります。

(議長)

制度上の問題ですよ。

私からも質問させてください。事業目的で、低栄養の予防と改善、配食事業者による定期的な見守りの2点が挙げられています。特に「定期的な見守り」という点について、この事業を始めることで、見守り力が増えるというのがとても大事だと思っています。しかし最近のテレビで、配食サービスの業者、特に都会の業者は「人手不足で見守りなんかしてられない」、直接顔を合わせて弁当を手渡すこともできないような状況だと報道されていました。事業者の見守りを徹底できるのか、また見守りをしているときに異変があった場合、その連絡がスムーズに取れるような体制になっているのでしょうか。

(事務局)

配食は手渡しが大原則です。それを参入条件にしていますので、手渡しができない事業者は参入できません。ケアプランに位置付けることの大きな意味として、配食事業者もサービス担当者会議に入ってください点があり、サービス利用者をどうやって支援していくかの目標などについても共有します。こうした点を全て理解いただいた事業者に参入してもらっています。

(議長)

分かりました。少し経過を見て、事業者の対応についても報告いただきたいと思えます。

他に質問はありますか。ないようなので、議事・報告を終了させていただきます。

次に事務局からその他として(1)介護SOSサービス事業についてご説明をお願いします。

その他1 介護SOSサービス事業について —介護SOSサービス事業について事務局から説明

(議長)

これについて、何かご質問がございますか。

(委員F)

新聞報道やNHKの放送などがありましたが、ケアマネージャーでもあまり内容が分からないという人もいます。どのような方法で広報するのでしょうか

(事務局)

全市民への周知ということで、4月1日号の広報高崎に挟み込む形で全戸にチラシを配布します。また翌号の4月15日号に、事業についての記事を掲載しようと考えています。ケアマネージャーには総会でお知らせします。医療ソーシャルワーカーには、3月25日に説明させていただく機会を持ちます。そのほか関係者にも周知する機会があれば利用させていただきたいと考えています。

(委員C)

宿泊サービスではどこに泊まるのですか。ヘルパー派遣で1時間250円とありますが、これは利用者の負担額ということですか。また1泊2食付の金額2,000円は、利用者負担額であって、他にかかる分は介護保険から出ているということでしょうか。

(事務局)

宿泊サービスは、榛名地区にある新生会の生活支援ハウスを利用します。250円、2,000円は利用者負担額です。本事業は介護保険の財源ではなく一般財源でまかなっており、介護保険とは別の制度になっています。宿泊も訪問サービスも専用ダイヤルで対応しますので、直接施設に申し込むことはできません。

(委員H)

宿泊先が榛名地域ということで、移動はどのように行うのでしょうか。

(事務局)

施設からの送迎を用意しています。その場合は負担額が3,000円です。

(議長)

事業の目的にある、要支援者の把握と継続支援の実施についてお伺いします。介護者の都合でこのサービスを利用するという一方で、例えば生活困難が伴っている場合もあるわけですね。こうした場合、高齢者あんしんセンターが状況を確認し、必要な支援を実施するということになっていますが、あんしんセンターはこのことについて十

分に理解しているのでしょうか。地域住民や市民の期待するところだと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

あんしんセンターへは、明日説明することになっていきますので、周知を図りたいと思います。

(委員 I)

お金を取って行く送迎について、法律関係は問題ないのでしょうか。

(事務局)

当初、送迎料金を別に分けて示したところ、法律に抵触する恐れがあることが分かりましたので、送迎をサービスの一つとして料金に含めさせていただきました。

(委員 F)

利用料金の緊急宿泊サービスで、1泊2食付ということですが、例えば2泊すると晩、朝、昼、晩、朝と5食となるわけで、2日目の昼食の支払いや提供はどうなるのでしょうか。

(事務局)

別料金となります。注文すれば施設で用意できますが、今回の料金には含まれていません。

(議長)

基本は夜に行って朝帰るというイメージですね。実際に事業を始めてみてどう実績が出るかで再度検討する必要があるかと思います。いずれにしてもこちらから対象者を決めてサービスを提供するという形ではなくて、本人や関係者、家族のニーズに合わせてどんなことができるかというか、という仕事の仕方を徹底していく必要があるかと思います。

(事務局)

介護保険事業ではなく、高崎市の一般会計で市独自の事業として進める理由として、この事業が介護離職ゼロを目的としていることが上げられます。国が掲げた地方創生・一億総活躍の事業に盛り込めないかということで考えさせていただいた部分です。介護SOSサービスを始めることで、介護の不安を少しでも和らげお助けすることができれば、介護離職をせざるを得ない人たちを一人でも多くお救いできるという思いでこの事業を進めさせていただきたいと思っております。

ですから専用ダイヤルで最初に電話を受けたときに、「何でこのサービスを利用するのか」などについて調査し、データとして上げさせていただきたいと思います。また本事業は介護離職だけでなく子育て支援にもつながります。親と子どもの両方の面

倒を看なければならぬ、という立場で仕事をしている人たちがたくさんいます。そういった人を一人でも救えればということなので、事業を進めていく中で十分に調査研究をしてみたいと考えています。

(議長)

4月1日から始まるということで、良い成果が上がることを期待します。他に質問がなければ、これで終わりにさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは全ての議事と報告が終了いたしましたので、議長の座を下りさせていただきます。ありがとうございました。

(司 会)

以上をもちまして、平成27年度第3回高崎市介護保険運営協議会を終了させていただきます。